

(様式1)

深教施発第398号

平成29年1月10日

文部科学大臣 殿

設置者名

深谷市長 小島 進 印

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

深谷市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成28年度～平成30年度（3年間）

(担当)

深谷市教育委員会教育施設課

住所：埼玉県深谷市本住町17-3

電話：048-573-9280

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

花園中学校の本校舎(昭和56年建設)については外部及び内部の大規模改修工事を行い、建物の損耗や機能低下に対する回復措置等を図ることで建物の耐久性を確保する。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

平成28年度に、前年度からの2カ年計画である藤沢幼稚園の不適合改築事業のうち旧園舎の解体工事をおこなう。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

花園小学校の本校舎においてはトイレ環境を改善するため、トイレの全面改修を行う。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

現在の学校給食については、単独校調理場方式(深谷地区、川本地区)と共同調理場方式(岡部地区、花園地区)の二方式で運営している。これを単独校調理場方式に統一するため、岡部地区の岡部中学校と花園地区の花園中学校について新しくドライシステムに対応した調理場を整備する。併せてアレルギー対策室をドライシステムにより新增築する。また、花園中学校については太陽光発電設備を設置することで教育環境の向上を図る。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		19 校
中学校		10 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		12 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	26 箇所
	共同調理場	2 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	29 箇所
	学校武道場	10 箇所
	社会体育施設	19 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	なし	
国土強靱化地域計画 ^{※2}	なし	

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>本市教育委員会において目標が達成されているかを検証し、結果を市ホームページ等で公表する。</p>
